

農協法の一部改正により理事の構成要件が変わります

農協法の一部改正が2016年4月施行され、理事の構成について新たな要件が追加され、理事の過半数は、原則として「認定農業者」又は「農畜産物の販売その他の当該農業協同組合が行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有するもの（以下「実践的能力者）」でなければならないとされました。

当JAでは、2019年5月開催予定の通常総代会で役員改選があり、新要件を満たした選出を行うことが必要となります。

(1) JA会津よつば実践的能力者要件について

「実践的能力者」については農協法第30条第12項では、「農畜産物の販売その他の当該農業協同組合が行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者」と規定されており、具体的な要件はJAが決定することとされているため当JAの実践的能力者要件については以下のとおりとします。

- ①JAで役員（常勤役員・非常勤役員）としての経験を有する者
- ②JAで管理職（課長相当職以上）としての経験を有する者
- ③他の組合（中央会・連合会・専門組合等）で役員および管理職としての経験を有する者
- ④一般企業・その他の法人で役員および管理職としての経験を有する者
- ⑤上記に準ずる経歴又は経験を有すると判断できる者

(2) 認定農業者または実践的能力者の農協法要件充足者選出方法について

地区（旧JA）単位で選出理事の過半数を農協法の要件充足者で満たすこととします。